

# 商工中金の民営化に関するこれまでの流れ

2001年12月18日	特殊法人等改革推進本部「特殊法人等整理合理化計画」 採算性があり国の関与の必要性が乏しい法人や民間でも実施可能な事業を行う法人は、原則として民営化の方針が示された。
2005年11月29日	経済財政諮問会議「政策金融改革の基本方針」 基本原則として、「小さくて効率的な政府」の実現に向け、政策金融を半減することとし、民営化する機関は完全民営化を目指すこととされた。 政府・与党政策金融改革協議会の政府・与党合意「政策金融改革について」
2005年12月24日	「行政改革の重要方針」(閣議決定) 商工中金の民営化の移行期間は、市場の動向を踏まえつつ、 <b>おおむね5～7年後</b> とされた。
2006年05月26日	「行政改革推進法」(2006年法律第47号)の成立(以下は制定時) (商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行の在り方) 第6条 商工組合中央金庫…は、完全民営化するものとし、2008年度において、これらに対する国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講ずるものとする。 2 商工組合中央金庫…に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、前項の措置の <b>おおむね5年から7年後を目途として、その全部を処分するものとする。</b>
2006年06月27日	「政策金融改革の制度設計」(政策金融改革推進本部・行政改革推進本部決定) 商工中金については、中小企業向けの民間金融機関となり、その機能を維持するため、株主資格の制限などの制度を措置することとされた。また、完全民営化の移行プロセスとして、商工組合中央金庫法を廃止し、2008年10月に政府と既存の出資者のみが株式を保有する特殊会社とし、 <b>その後5～7年を目途として、政府の保有株式を処分し完全民営化することとされた。</b>
2007年05月25日	株式会社商工組合中央金庫法(2007年法律第74号)の成立 政策金融改革関連法のひとつとして成立。「政策金融改革の制度設計」の方針が条文化された。
2007年10月01日	商工中金の特殊会社への移行 商工中金は、中小企業に対する金融の円滑化の目的と機能を維持しながら、株式会社商工組合中央金庫法に基づく特殊会社へと移行した。
2009年06月19日	株式会社商工組合中央金庫法等の改正 <b>リーマンショックに端を発する世界金融危機を受けて、</b> 商工中金による危機対応業務の伸展があり、①商工中金の自己資本の強化のため政府が出資するとともに、② <b>完全民営化の時期を「2012年4月から5～7年後」とした。</b>
2011年05月02日	株式会社商工組合中央金庫法等の改正 <b>東日本大震災に対応するため、</b> 商工中金の完全民営化の時期を <b>「2015年4月から5～7年後」とした。</b>
2015年05月20日	株式会社商工組合中央金庫法等の改正 商工中金の完全民営化の時期を <b>「できる限り早期に」とした。</b>
2016年11月	商工中金の危機対応業務における不正の発覚
2018年01月	「商工中金の在り方検討会」(2017年11月設置)が提言を公表
2022年08月	「商工中金の経営及び危機対応業務に関する評価委員会」(2018年4月設置)が報告書を公表
2023年02月17日	「新たなビジネスモデルを踏まえた商工中金の在り方検討会」(2022年12月設置)が報告書を公表
2023年03月10日	「中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案」(閣法55号) 政府保有株式の全部処分を <b>「公布日から2年以内のできる限り速やかに」</b> 行うとしている。